大牟田市イノベーション創出拠点整備・運営費補助事業 質問回答書

令和3年7月1日

番号	質問事項	回答事項
1	「10.応募から補助金交付までの流れ」 補助金交付申請内容は、提案した事業内容に基づくものか。 工事業者などからの見積の提出は補助金交付申請後でよいか。	補助事業候補者における補助金交付申請について、工事業者等からの見積は、補助金算定の根拠とするため補助金交付申請時に添付してください。なお、補助金交付決定前に事業に着手する場合は、所定の手続きが必要となります。
2	「13.補助事業者の選定について」 選定委員会向けのプレゼンテーションにおいて、弊社と 協力者も含め1事業者として4名の入室は認められる か。	認められます。
3	「別表2 補助対象経費一覧【整備費】」 工事費について、駐車場や駐輪場も含めた外構整備も対象となるか。	対象となります。
4	「別表2 補助対象経費一覧【整備費】」 工事費について、事業性を高めるために適正な工事費で 請負業者様への発注を目指すが、価格だけでなく事業コ ンセプトを体現するため柔軟な対応なども含めて総合的 に判断したいため、その都度大牟田市と相談をしたい。	選定委員会により選定された補助事業候補者から説明資料を準備いただければ相談に応じます。
5	設計費について、設計会社様にはすでにチームに入って もらっているが、当チームが選定された場合は、事業を	募集要項P17 別表2 補助対象経費一覧【整備費】内の「設計費」に記載のとおり、原則、2者以上からの見積を徴収し、最も安い価格を提示した業者の見積金額を補助対象経費の申請金額とします。ただし、価格による選定を行わない場合は、理由書の提出が必要となります。
6		募集要項P19 別表2 補助対象経費一覧【運営費】内の「人件費」に記載のとおり、通勤(交通)手当及びこれらに含まれる消費税及び地方消費税相当額は対象外としております。